



対外関係法とは？

Q 最近、中国で「対外関係法」という法律が出されたという報道を見ました。聞きなれない法律ですが、どのような法律でしょうか。

A 対外関係法は、現在の内外の状況を踏まえた中国の対外関係の基本的方針、原則、立場などを、“法律”の形で示したものとと言えます。日本企業としては、中国の規制の“域外適用”や、米・欧・日などの対中措置に対する“対抗措置”の動向への影響が気になりますが、その他の部分も、中国の対外関係の姿勢を理解する手がかりとなり興味深いところです。

1 対外関係の基本方針・原則、立場を“法律”の形で示す

「対外関係法」は、中国の対外関係に関する基本的な方針や原則、立場を示す法律として新しく制定されました（2023年6月28日制定・公布、7月1日施行）。日本でも、米国等による対中制裁的措置に対する対抗姿勢や対抗措置、対外関係における企業や個人への国家利益保護の義務付け、共産党の権限集中や強化などを中心に広く報道されました。

この法律全体をみると、中国を取り巻く米中対立をはじめとした様々な国際環境を踏まえつつ、現在の中国の対外的関係の基本的な方針や方向性等を、“法律”という形にまとめたものとなっています。どちらかというところ、抽象的で一般論的なレベルの規定が並べられている印象です。このため、一部の規定（例えば後述の“涉外適用”についての部分など）では、この法律を見るだけでは意味が分かりにくいところもあります。

なお、この法律に関する中国としての“公式見解”は、立法した全人大常務委員会の法制工作委員会の担当者の記者会見^{注1}や、中国の外交統括トップの王毅・党中央外事工作委員会弁公室主任の人民日報寄稿^{注2}などが参考になります。

2 内外に向けた“メッセージ”色の強い法律

中国の外交的メッセージというと、“戦狼外交”とも揶揄される外交部報道官による“強気”の発言がおなじみです。対外関係法は、こうした発言や外交政策文書等の形ではなく、“法律”という形式によって、中国の対外関係に関するメッセージを内外に向けて発信したものと捉えることができます。

メッセージの“宛先”は、米国・欧州・日本等の西

側先進諸国だけではなく、広くグローバルサウス各国も想定されていると言えます。また、中国国内の公民や企業に向けた“対内的”なメッセージという面も重要です。なお、この対外関係法のもつ対外的な“メッセージ”としての性格は、国際的な“伝達能力”の構築推進についての規定（44条）などにも表れています。

3 国連の重視・大国間の協調・“保護主義”への反対

中国が従来から強調している、国連を通じた国際協力や安全保障の実現、“大国”間の協調、国際貿易における多国間貿易体制の維持と“保護主義”への反対（中国は、近時、米国の“保護主義的傾向”を強く非難しています）などは、この法律でも前面に押し出されています。また、国連の常任理事国としての中国の役割や責務についても言及されています。

4 “一帯一路”と“内政不干涉”、“正確義利観”

米国等の西側先進諸国との対立局面が増えるなか、中国は、グローバルサウス諸国との関係構築をとりわけ重視しています。対外関係法でも、従来から提唱されている“一帯一路”政策に言及しています。また、グローバルサウス諸国との関係で中国が米国との“差別化”のために強調する“内政不干涉”にも言及されています。

“一帯一路”については、ユーラシア・アフリカ諸国に対するインフラ投資も結局は中国の利益を拡大するだけではないかという懸念が指摘されてきました。中国がこれに対して提唱してきた“正確義利観”（利益の追求だけでなく、“義”に基づいて相手国にも寄りそう）にもこの法律は言及しています。

森・濱田松本法律事務所
パートナー 石本 茂彦

5 対外開放・外資誘致拡大

経済成長の停滞が懸念される中国では、外資誘致の拡大が喫緊の課題となっています。この法律でも、外資の参入（外商投資）や対外貿易の促進について触れられています（25条）。

6 中国の法令の“域外適用”

涉外領域に関する中国の法令について、（国際法等の基本原則の遵守を前提に）“適用を強化”するという規定がおかれた点は、日本企業としても注意が必要です（32条）。この規定だけを見てもその意図するところは分かりにくいですが、前述の立法担当者の記者会見なども踏まえると、涉外領域の法律（つまり海外が関わる領域の法律）を一定の場合に“域外適用”（その国の法律を国外において適用）することの法的な根拠を示したものとも言えそうです。

国際ビジネスにおいて“域外適用”が最も問題となることが多いのは米国法です（“long reach”などと表現されます）。米国の輸出管理規則の“再輸出規制”などはその好例です。前述の立法担当者の記者会見では、中国が一部の国の（不当な）“long reach”の被害を受けていること、この規定はこうした（不当な）long reachとは異なることが強調されています。米国法の long reach の当否はさておき、中国が法律の不当な域外適用をすることがないように強く願うところです。

7 対抗措置を改めて明記

米国等による経済安全保障等の観点からの対中規制、制裁が強化されるなか、中国は、これまで、「反外国制裁法」、「外国の法律および措置の不当な域外適用の阻止に関する規則」、「信頼懸念エンティティリスト規定」等の“対抗措置”についての法令を続けざまに打ち出しました。

対外関係法では、こうした規定をより一般化し、国際法や国際関係の基本ルールに反して中国の主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす行為に対して対抗措置および制限措置が打てることを改めて明記しました（33条1項）。また、対抗措置・制限措置の実施のための、

国务院（行政機関）による関連規則等の制定や業務制度の確立にも言及しています（同2項）。

こうした対抗措置・制限措置は、「闘争の工具箱」等とも表現され（前述の王毅主任寄稿など）、対抗措置を通じた米国への対抗のためのツールであることが改めて強調されています。これまでのところ中国は、こうした“ツール”の使用にどちらかというと抑制的でしたが、最近は活発化する兆しも見られます。今後の運用の動向が気になるところです。

8 党指導・トップダウンの強調

外交に関する共産党の“集中統一指導”を改めて強調している点（5条など）も注目されます。党の「中央外事業務指導機構」（中央外事工作委員会）が対外業務の意思決定機関であり、“トップダウン型”で進めることも明記されました（9条）。

9 企業や公民の責任・義務にも言及

国家機関や軍に加え、企業等の組織および公民も、対外交流、協力において、国の主権、安全、尊厳、荣誉、利益を保護する責任と義務を負うことも明記されました（6条）。こうした規定は、国家安全法などでも見られますが、対外交流等の局面での公民や企業の責任を改めて強調している点はやはり注目に値します。

また、この法律や他の法律に違反して、対外交流等において国の利益を損なう活動に従事した場合には、法に従って法的責任を追及されることも規定されました（8条）。

10 まとめ

このほか、純粋に法的な点として、条約と憲法の関係の明確化なども規定されています。

域外適用や対抗措置の動向は勿論、この法律でまとめられている“今の中国の対外関係の方向”の全体に注視していく必要があります。

注1：<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202306/dfb5d69d9ba34a3ca36bbc76d6b567d5.shtml>

注2：<http://politics.people.com.cn/n1/2023/0629/c1001-40023485.html>